

長野県アイスホッケー連盟出張旅費及び競技運営役員手当等支給規則

第1条 本連盟の用務のために出張する時は、次により旅費を支給するものとする。

- (1)公共交通機関を利用する場合は、普通旅客運賃及び急行又は特別急行料金を支給する。
- (2)自家用車を利用する場合は、総走行距離（単位 km）に15円を乗じて得られた額及び高速道路等通行料金を支給する。

第2条 本連盟の用務のために出張する時であって、県外へ出張する場合は日当1,500円を支給するものとする。

第3条 本連盟の用務のために出張する時であって、宿泊を必要とする場合は、その実費相当額（1泊2食）を支給するものとする。但し、その額は10,000円を上限とする。

第4条 本連盟の主管する競技会においては、原則として、次により競技運営役員手当を支給する。なお、(財)日本アイスホッケー連盟など当該主催団体によって規定されている場合はこの限りではない。

【競技運営役員手当支給額基準表】

（単位 金額：円）

区 分	金 額	摘 要
ゲームスーパーバイザー	2,000	1日当たり
レ フ ェ リ ー	3,000	1ゲーム当たり
ラ イ ン ズ マ ン	2,000	1ゲーム当たり
バックアップレフェリー	1,000	1ゲーム当たり
オ フ ィ シ ャ ル	10,000	1グループ・1ゲーム当たり
そ の 他 競 技 運 営 役 員	2,000	1日当たり

2006年8月18日